

憲法講義

上田勝美著



法律文化社

上田勝美著

憲法講義

法律文化社

上 田 勝 美 (うへだかつみ)

1934. 5. 16 京都府亀岡市に生れる。

1958. 3月 同志社大学法学部卒業

現 在 龍谷大学法学部教授

主な業績

『憲法学』(1975年, 評論社刊)

『平和と人権への情熱』(共編・1979年法律文化社刊)

『現代の憲法論』(共同執筆・1970年, 敬文堂刊)

「人権体系論再構成の課題」龍谷法学11巻3・4号

「信教の自由の保障」龍谷法学14巻4号

「憲法九条問題に関する憲法の論理と裁判の論理」龍谷法学10巻4号

「憲法の改正と憲法の変遷」龍谷法学13巻4号

「司法権の独立と司法反動」田畑古稀記念論集所収, 日本評論社刊, 等.

〈検印省略〉

1983・6・25 発行

憲 法 講 義

定価 2,800 円

著 者 上 田 勝 美

発 行 者 柴 田 稜

発 行 所 株式 法 律 文 化 社

京都市北区上賀茂岩ヶ垣内町71
振替口座・京都 2-10617 番

© 1983 K. Ueda Printed in Japan

中村印刷・池田製本

3032-101253-7729

目次

前編	1
----	---

第一章 憲法学の課題と方法	1
---------------	---

- 一 民主主義憲法学樹立の課題(一)
- 二 伝統的憲法学克服の課題(二)
- 三 広義の憲法学(憲法学の諸部門)(三)
- 四 憲法解釈学(五)
- 五 社会科学としての憲法学(七)

第二章 憲法保障と憲法の発展	10
----------------	----

- 一 国の政治と憲法の支配(一〇)
- 二 憲法保障の課題(一二)
- 三 憲法の改正と変遷(二六)
- 四 新しい人權の生成と憲法の発展(二九)

第三章 明治・大正・昭和の日本憲法学	三
--------------------	---

- 一 日本憲法学の種類(三三)
- 二 帝国憲法制定前史(三三)
- 三 帝国憲法の制定と憲法学界の動向(四〇)
- 四 日本国憲法の制定と憲法学界の動向(四〇)
- 五 日本憲法学の展望(四六)

第四章 日本国憲法の制定經過	五〇
----------------	----

- 一 内府案と政府試案(五三)
- 二 民間における憲法改正諸案(五五)
- 三 一

ツカーサー草案と日本国憲法草案(五)
 (五)
 四 日本国憲法制定の若干の問題点

中 編

第一章 社会規範と法

第一節 規範と法則

第二節 成文法と不文法

一 成文法(四) 二 不文法(五)

第二章 憲法の概念

一 憲法の意義(六五) 二 実質的意義の憲法と形式的意義の憲法(六六)

三 近代的意義における憲法(六七) 四 憲法の種類(七〇) 五 資本主義型

憲法と社会主義型憲法(七一)

第三章 近代憲法の諸原理

一 国民主権主義(七五) 二 基本的人権尊重主義(七六) 三 権力分立主義
 (八〇)

第四章 日本憲法の特徴

一 明治憲法の特徴(八二) 二 日本国憲法の特徴(八五)

後 編……………九

I 憲法前文・天皇・戦争の放棄……………九

第一章 日本国憲法前文の意義……………九

第二章 天皇象徴制……………九

第一節 日本国憲法と天皇象徴制……………九

第二節 象徴としての天皇……………九

第三節 国事行為権者としての天皇……………一〇

第四節 象徴たる地位から派生する天皇の地位……………一〇

第五節 皇室の財政……………一〇

第六節 天皇と国民の政治意識……………一〇

第三章 戦争の放棄……………一〇

第一節 平和思想……………一〇

第二節 国際条約及び諸国の憲法における平和条項……………一一

第三節 日本国憲法の平和主義……………一一

第四節 憲法第九条の法理……………一二

一 憲法九条一項の法理(二四)	二 憲法九条二項の法理(二六)
第五節 日本国の安全保障方式……………	二八
第六節 憲法の平和条項と裁判……………	三〇
一 警察予備隊違憲訴訟(三〇)	二 砂川事件(三三)
四 長沼事件(三四)	三 恵庭事件(三三)
Ⅱ 国民の基本的人権と義務……………	二九

第一章 基本的人権総論……………	二九
------------------	----

第一節 基本的人権の本質と体系的把握の必要性……………	二九
-----------------------------	----

第二節 基本的人権の総則規定……………	二三
---------------------	----

一 人権の歴史性(三三)	二 人権の永久・不可侵性(三三)	三 個人尊重主義(三三)	四 平等主義(三三)
--------------	------------------	--------------	------------

第三節 基本的人権の種類・内容……………	二五
----------------------	----

第四節 国民概念と基本的人権の享有……………	二六
------------------------	----

一 国民概念(二六)	二 主権と国民の関係(二七)	三 日本国民の要件(二八)	四 外国人の人権(二八)
------------	----------------	---------------	--------------

第五節 基本的人権と公共の福祉……………	四〇
----------------------	----

第六節 私人間における基本的人権保障……………	四四
-------------------------	----

第七節	抵抗思想と抵抗権	一四六
	一 抵抗の事実・抵抗の思想(一四六)	
	二 日本国憲法と抵抗権(一四七)	
第八節	日本国憲法と国家緊急権	一五〇
第二章	自由権	一五二
第一節	精神的自由権	一五二
	一 思想及び良心の自由権(一五二)	
	二 信教の自由・政教分離の原則(一五三)	
	三 学問の自由と大学の自治(一五七)	
第二節	表現・行動の自由権	一五三
	一 表現の自由権(一五三)	
	二 居住・移転・職業選択の自由及び外国移住・国籍離脱の自由(一五四)	
第三節	財産の自由権	一五七
第四節	人身の自由権(身体の自由権)	一五九
	一 人身の自由の歴史(一五九)	
	二 人身の自由と日本国憲法(一六〇)	
第三章	社会権	一六四
第一節	社会権総論	一六四
	一 社会権の歴史的 성격(一六四)	
	二 社会権の法的性格(一六五)	
	三 社会権	
	または生活権の種類(一六六)	

第二節	婚姻に関する社会権	一八七
第三節	生存権の基本権	一八八
第四節	教育基本権	一九〇
第五節	勤 労 権	一九三
第六章	勤労者の団結権・団体交渉等の団体行動権	一九四
第四章	国 務 請 求 権	一九
第一節	日本国憲法と国務請求権	一九
第二節	請 願 権	一九
第三節	国または公共団体の賠償請求権	二〇〇
第四節	私有財産の公共的使用に対する補償請求権	二〇一
第五節	裁判請求権	二〇三
第六節	刑事補償請求権	二〇三
第五章	国民の政治的権利	二〇四
第一節	公務員制度の民主化	二〇四
第二節	国民の政治的権利	二〇五
一 公務員の基本的性格・職責（二〇五） 二 公務員の選定罷免権（間接の政治的権利）（二〇六） 三 国民（住民）の直接の政治的権利（二〇） 四 選挙の		

民主的保障(二〇)

第六章 国民の義務と国家機関の憲法尊重擁護義務	二〇
-------------------------	----

第一節 国民に対する人権尊重の一般的義務	二〇
----------------------	----

第二節 国家機関に対する憲法尊重擁護義務	二一
----------------------	----

第三節 国民の基本的義務	二二
--------------	----

一 教育に関する義務(二三)	二二
二 勤労の義務(二三)	二三
三 納税の義務(二四)	二三

III 政治機構	二五
----------	----

第一章 国会	二五
--------	----

第一節 議會制民主主義	二五
-------------	----

第二節 国会の基本的性格	二六
--------------	----

一 国権の最高機関としての国会(二六)	二六
二 唯一の立法機関としての国会(二六)	二六
三 法律事項(二七)	二六
四 委任立法(二七)	二六

第三節 二院制の沿革と現憲法所定の二院制	三一
----------------------	----

一 議會の発達と二院制(三一)	三一
二 日本国憲法所定の二院制(三一)	三一

第四節 国会の運営	三四
-----------	----

一 国会の会期(三四)	三四
二 衆議院の解散(三五)	三四
三 参議院の緊急集会	三四

第五節	国会議員の地位・資格……………	三九
	(三七) 四 国会及び議院運営の諸原則(三七)	
	一 国会議員の地位の取得・消滅(三九)	
	二 議員の権能と義務(三九)	
	三 議員の特権(三九)	
	四 議員の懲罰(三九)	
第六節	立法以外の国会および議院の権限……………	三三
	一 国会の権限(三三)	
	二 議院の権限(三五)	
第七節	国会議員の選挙……………	三六
第八節	憲法と政党……………	三九
第二章	内閣……………	四一
第一節	行政の概念……………	四一
第二節	議院内閣制と大統領制……………	四二
第三節	明治憲法の内閣制……………	四三
第四節	日本国憲法の内閣制……………	四四
	一 一般行政機関としての内閣(四四)	
	二 内閣総理大臣(四四)	
	三 「それ」	
	四 内閣の総辞職(四七)	
	五 日本国憲法の議院内閣制……………	四七
第五節	日本国憲法の議院内閣制……………	四七
第六節	内閣の権限……………	四八

一 内閣の一般行政事務(二四〇)	一一 憲法七三条所定の内閣の行政事務(二四九)
三 第五章以外の内閣の関連的行政事務(二五〇)	

第三章 司 法	二五三
---------	-----

第一節 司法権の意義	二五三
第二節 司法権の独立と裁判官の独立	二五五
第三節 法令審査権と合憲性決定権	二五八
第四節 日本国憲法と統治行為(説)	二六二
第五節 最高裁判所の規則制定権	二六〇

第四章 財 政	二六三
---------	-----

第一節 国家の課税権と国民の同意	二六三
第二節 明治憲法と財政立憲主義	二六三
第三節 日本国憲法と財政の基本原則	二六四
一 財政国会主義(二六四)	
二 租税法律主義(二六四)	
四 予備費(二六六)	
五 皇室財産と皇室費(二六六)	
三 予算(二六五)	
第四節 公の財産の支出または利用の制限	二六九
第五節 決算と会計検査院	二七〇

第六節 内閣の財政状況報告義務	二七一
第五章 地方自治	二七三
第一節 国の政治と地方政治	二七三
一 国と地方に関する政治制度(二七三)	
二 旧憲法(明治憲法)と地方政治(二七三)	
第二節 日本国憲法と地方自治	二七四
一 憲法制度としての地方自治(二七四)	
二 地方自治の本旨(二七五)	
三 地方自治権の法的性格(二七五)	
四 地方公共団体(二七七)	
五 地方公共団体の機関(二七八)	
六 地方公共団体の権限(二八〇)	
七 地方特別法(二八四)	
第六章 憲法改正	二八六
一 憲法改正権の所在(二八六)	
二 日本国憲法改正の手続(二八六)	
三 憲法改正の方向(二八七)	
第七章 最高法規	二九〇
第一節 基本的人権の本質	二九〇
第二節 国内法と国際法	二九一
一 憲法と国内法体系(二九一)	
二 条約および国際法規の遵守(二九一)	
三 国内法と国際法との関係(二九二)	
第三節 公務員の憲法尊重擁護の法的義務	二九三

参 考 文 献	二五
---------	----

あ と が き	二九
---------	----

資 料

一 日 本 国 憲 法	
二 大日本帝国憲法	
三 人および市民の権利宣言	
四 勤勞し擲取されている人民の権利宣言	
五 人權に関する世界宣言	
六 経済的、社会的及び文化的權利に関する國際規約（抄）	
七 市民的及び政治的權利に関する國際規約（抄）	
八 人間環境宣言（抄）	
九 英文日本国憲法	

索 引

前編

第一章 憲法学の課題と方法

一 民主主義憲法学樹立の課題

憲法学の課題と方法について考える場合、わが国の法学界において、しかも戦前と戦後にわたって、いかなる方法論が提起され、過去の方法論が克服されてきたかを客観的に分析する必要がある。特に、法学方法論において、戦前と戦後の方法論の違い、特色を社会科学的に分析することが必要となる。

私見によれば、思想の自由、表現の自由、したがってまた学問の自由が大きく制約されていた戦前の法学界と敗戦により、大改正された日本国憲法下の法学方法論や法学の課題は大きく変容しているとみている。特に戦後は、日本国憲法上、思想の自由、表現の自由および学問の自由が保障されるに至ったため、法学方法論、就中、憲法学の方法論が大きく前進したと考えている。そのいわば新しい法学方法論といわれているものが、標語的にいうと、「科学としての法律学」であり、「社会科学としての憲法学」であった。

しかし、社会科学としての法学方法論に依拠しても、あとで述べるごとく、それら法学方法論は必ずしも同一ではない。ただ、戦後法学の展開の中から、社会科学としての法学方法論の共通認識、共通課題といったものは浮彫りにできる筈である。

さらに、戦後法学、殊に戦後の憲法学は、戦後憲法史において展開されてきた憲法現象の諸相、殊に戦後のわが国の憲法現象の最大の矛盾となっている平和憲法体制と、安保軍事体制の衝突から生れる政治的、経済的、社会的矛盾の反映としての諸問題を法的に解決すべき任務を負わされてきた。少くとも、このことを無視して、戦後の日本の憲法学は語れないのである。

また、戦後の歴史的発展に従って提起されてきた新しい人権の問題、議会制民主主義の成長と混沌の問題、住民の暮しと地方自治の問題、天皇象徴制の政治利用の問題、あるいは現憲法の改憲論など実に様々な憲法問題の提起に対して、適切な解答を現代憲法学は用意しなくてはならない。このような多面的に噴出している憲法現象に対して、憲法学の方法論を確定することは極めて困難な問題であるが、同時にわが国の憲法学が必ずしも遂げなければならない最重要な課題といえるのであろう。この場合、民主的憲法論樹立の大切な基準となりうるのは、歴史的発展法則の視座からの考察ということであり、同時に国民大衆の利益、幸福を追求・実現する立場からの方法論の樹立であることを閑却してはならないのである。以下の憲法学方法論の視座は、かかる立場に立つて展開されている。

二 伝統的憲法学克服の課題

憲法学は、政治現象のうち、憲法・憲法現象として発現する領域を研究対象として成立する科学である。しかも憲法学が研究対象とする現象は、政治現象・社会現象であるから、憲法学は、当然に社会科学の一部門として成立する。すなわち政治学、歴史学、経済学が、それぞれ固有の社会現象を研究対象として成立し、社会科学の諸部門を構成するのと同様な意味合いにおいて、法学、そして法学の一部門としての憲法学は、社会科学の一部門を構成する次第である。

しかし、社会科学としての憲法学の主張は、わが国において、特有の歴史的背景と特色を有していることに注意

しなければならない。その理由の一つは、戦前のわが国の法学、殊に憲法学は、総じていえば、時代的な制約もあり、また規範科学尊重の風潮ともあいまって、概念法学的、形式主義的傾向が強かった。そのうちの極端な憲法学は、官僚主義法学、権力主義的法学の色彩を強くもっていた。したがって論理必然的に官僚主義的憲法学の傾向は、絶対主義的な天皇君主制を、憲法学のレベルで支える政治的機能を果たしていたといわなければならない。穂積憲法学、上杉憲法学が、明治憲法の「正統派」的立場を確立するために努力したことは周知の事である。穂積・上杉憲法学に対峙して、立憲主義の立場から論陣を張った美濃部・佐々木憲法学は、学界的には、穂積・上杉憲法学を論破し、戦前のいわゆる伝統的・支配的憲法学の位置を確立していた。しかしこの立憲主義的な伝統的憲法学も、時代の制約を当然受けており、解釈学的憲法学の特色を多分にもっていたといえよう。

戦後の憲法学は、自由と平和の日本国憲法の制定以来、思想・言論・学問の自由が、国民に全面的に保障されるに至って、憲法学のすべての領域（後記参照）において、自由な研究条件が保障され、少くとも外観的には、個別の憲法学の領域で、多面的な成果が発表されるに至っている。

かくのごとく戦後憲法学出発の原点は、戦前憲法学の特色であった官僚主義的、権力主義的憲法学の徹底した批判と、伝統的憲法学の克服の作業から始められた。すなわち憲法学の重要な課題としての①憲法学方法論の検討、②憲法典のもつ政治的、社会的意味の科学的考察―憲法的価値体系の担う階級性の認識、③国民の憲法意識の体系的・実証的把握、④憲法典と他の諸法との関連の研究、⑤裁判過程にあらわれた憲法解釈の批判的認識、⑥憲法現象とそれを貫く歴史的発展の法則の研究等々、さまざまな憲法研究の課題に、公法学者の努力が注がれてきているといえよう。